

選挙制度比較からの北九州市 の再生・活性化の提言

松田憲忠
(北九州市立大学法学部助教授)

平成18年6月24日

平成18年度北九州市立大学春期公開講座
『北九州市の再生—政策科学科からの提言—』

0. はじめに

- 市長や議員の行動に対する不満
⇒「我々の代表として、我々の声を聞いて」
- そもそも市長や議員は如何に選出されているのか？
⇒市長や議員は何を代表しているのか？
- 市長や議員の行動を議論するためには…
⇒選挙制度に着目する必要
- 北九州市のより良い政治・行政の実現への貢献

0. はじめに

【アウトライン】

1. 市長の選出方法
2. 市議会議員の選出方法
3. 選挙制度比較
4. 北九州市の再生・活性化の提言

1. 市長の選出方法

- 北九州市長選挙(2003年1月26日)
 - 仮にS氏が304,369票獲得しても(得票率100%)
⇒結果は同じ(S氏当選)
- 「死票」の多さ
 - 代表されない利益が存在する

候補者	Y氏	M氏	S氏	合計
得票数	89,673	42,496	172,470	304,639

1. 市長の選出方法

- 当選者が過半数の支持すら得られない可能性
 - 当選したA氏が代表する利益は何か？
 - 絶対多数の得票を条件とする選出方法も存在する
- A氏は、投票してくれた有権者の利益を考慮すべきか？
それとも市全体の利益の分布を考慮すべきか？

候補者	A氏	B氏	C氏	合計
得票数 (得票率)	137,087 (45%)	76,160 (25%)	91,392 (30%)	304,639 (100%)

2. 市議会議員の選出方法

- 北九州市議会議員選挙
 - 定数:64人(次回の一般選挙から61人)
 - 任期:4年
 - 1つの選挙区から複数の当選者(各選挙区で得票数の多い順に当選)
 - 有権者が投じる票:1票
- 死票が少ない⇒少数派の意見が議席に反映され易い

区	門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畑区	合計
定数	8	13	11	6	6	15	5	64

2. 市議会議員の選出方法

- 政党が議会の過半数の議席を獲得するためには…
 - ⇒ 同一選挙区で同一政党の候補者の同士討ち
 - 派閥の存在意義
 - 政策論争よりもサービス合戦
 - 政権獲得後、与党は一枚岩的行動が採りにくい

選挙区	I	II	III	IV
定数	4	2	3	2
総議席数	11			
過半数	6			

1 つの政党が過半数の議席を獲得するためには、同一選挙区から複数の当選者を出す必要がある

2. 市議会議員の選出方法

■ 大選挙区制・中選挙区制における 単記投票制の問題点

⇒ 得票順位が逆

— 連記投票制で最も支持されたZが、単記投票制では落選

単記制と連記制(定数:2)

(西平重喜 (1990) 『統計でみた選挙のしくみ』 講談社 18頁)

グループ		I	II	III	IV	V	VI
人数(万人)		2	6	2	5	2	4
選好順位	①	X	X	Y	Y	Z	Z
	②	Y	Z	X	Z	X	Y
	③	Z	Y	Z	X	Y	X

投票方式	候補者	投票するグループ	得票	結果
連記制	X	I, II, III, V	$2 + 6 + 2 + 2 = 12$	落選
	Y	I, III, IV, VI	$2 + 2 + 5 + 4 = 13$	当選
	Z	II, IV, V, VI	$6 + 5 + 2 + 4 = 17$	当選
単記制	X	I, II	$2 + 6 = 8$	当選
	Y	III, IV	$2 + 5 = 7$	当選
	Z	V, VI	$2 + 4 = 6$	落選

2. 市議会議員の選出方法

- 完全連記投票制にすればいい？
- 完全連記投票制の問題点
 - 各政党(特に大政党)は定数と同数の候補者を立てる
 - 有権者は自分が支持する政党の候補者のみに投票する
 - 結果は小選挙区制と同じ

3. 選挙制度比較

- 北九州市で実施されている選挙制度を見てみると…
 - 市長や議員は必ずしも有権者全体の意見を代表できるわけではない
 - 有権者の意見の分布が、議会の議席に忠実に反映されるわけではない
- 市長や議員の行動に問題があるのならば…
 - 市長や議員個人にのみ問題の原因があるとは言えないのでは？
 - 市長や議員の選出方法(選挙制度)にも問題があるのでは？
- 選挙制度比較 (特に議会議員選挙)
 - A) 小選挙区制
 - B) 比例代表制
 - C) 小選挙区制と比例代表制の混合型

3. 選挙制度比較:

A) 小選挙区制

■ 仕組み

- 有権者は候補者に1票のみ投じる
- 各選挙区で最大得票の候補者1名が当選する
(定数:1)

■ 主な利点

- 有権者と候補者の結びつきが緊密になる
- 選挙費用が少なくてすむ
- 多数党の形成が容易である⇒安定政権の成立,
円滑な政権交代

3. 選挙制度比較:

A) 小選挙区制

- 主な欠点①: 死票が多い
 - 大政党に有利
 - 「勝者が明確⇒安定政権に寄与」の裏返し
 - 全国での得票率が過半数未満の政党が、過半数の議席を獲得できる可能性
 - 小選挙区制⇒ A=4; B=1; C=0
 - 比例代表制⇒ A=2または3; B=2または1; C=1

選挙区	有権者数	A党	B党	C党
I	50	30 (60%)	15 (30%)	5 (10%)
II	100	50 (50%)	20 (20%)	30 (30%)
III	150	60 (40%)	45 (30%)	45 (30%)
IV	150	75 (50%)	60 (40%)	15 (10%)
V	50	10 (20%)	35 (70%)	5 (10%)
合計	500	225 (45%)	175 (35%)	100 (20%)

3. 選挙制度比較:

A) 小選挙区制

- 主な欠点②:
全国での得票率1位の政党が、最も多くの議席を獲得できるとは限らない
 - 小選挙区制⇒ A=4; B=1; C=0
 - しかし、市全体で最も支持されている(最も多くの票を獲得している)のはB党
 - 議席数ではA>Bだが、市全体で見た得票率はA<B

選挙区	有権者数	A党	B党	C党
I	50	30 (60%)	15 (30%)	5 (10%)
II	100	40 (40%)	30 (30%)	30 (30%)
III	50	25 (50%)	15 (30%)	10 (20%)
IV	150	60 (40%)	45 (30%)	45 (30%)
V	150	30 (20%)	105 (70%)	15 (10%)
合計	500	185 (37%)	210 (42%)	105 (21%)

3. 選挙制度比較:

A) 小選挙区制

- 主な欠点③: 二大政党制の確立に寄与
 - 両党の政策が似通ってくる
 - 違うのはポーズ, キャッチフレーズ, 目玉の政策だけ
 - 政権交代が起きても, 基本的な政策は変わらない
- 主な欠点④: 特定地域の利益の重視
 - 市全体の社会的利益が考慮されない危険性
 - 地元利益還元型
 - 買収饗応(キョウオウ)

3. 選挙制度比較:

B) 比例代表制

■ 仕組み

- 各選挙ブロックに定数を配分する
- 有権者は通常、政党に投票する
- 各選挙ブロックにおける各政党の得票率に応じて、各政党に議席を配分する
- 通常、各政党の比例候補者名簿の順位の上位から当選する

3. 選挙制度比較:

B) 比例代表制

■ 主な利点

- 死票が殆どない
⇒有権者の選好・意思が厳密に議席数に反映される
- 政党本位、政策本位の選挙が期待できる

政党	ブロック I (定数:100)		ブロック II (定数:50)	
	得票率	獲得議席	得票率	獲得議席
A	45	45	30	15
B	35	35	40	20
C	20	20	30	15

3. 選挙制度比較:

B) 比例代表制

■ 主な欠点

- 有権者と議員の結びつきが疎遠になる
- 当選する候補者を決めるのは有権者ではなく、政党である
- 選挙結果集計に多くの時間と費用を要する
- 小党分立を促し、安定した政権の成立が困難となる
 - 「最低得票規制 (threshold rule)」

3. 選挙制度比較: C) 混合型

- 小選挙区制と比例代表制の混合型の分類
 - 並立制(日本の衆議院):
全議員定数を2つに分けて, 1つは比例代表制で, もう1つは小選挙区制で選出
 - 併用性(ドイツの議会):
全議席を比例代表制での得票率に応じて各政党に比例配分し, その当選者の一部を他の選挙で決める

並立制と併用制

並立制・・・総議席数:600
(小選挙区:300; 比例代表:300)

小選挙区:
300議席

比例代表:
300議席

全議員定数を
2つに分ける
(300議席と
300議席)



1つを小選挙
区制で、もう1
つを比例代表
制で選出

併用制・・・総議席数:600
(小選挙区:300)

総議席数:
600議席



比例代表
制で選出

全議席(600
議席)を比例
代表制での得
票率に応じて、
各政党に比例
配分する



その当選者の
一部(300議
席)を小選挙
区制で決める

3. 選挙制度比較: C) 混合型

■ 並立制と併用性との比較

- 並立制⇒ 効率性と代表性とのバランスを図る
- 併用性⇒ 多様な代表性を追及する

■ 完璧なミックス(混合型)は不可能?

4. 北九州市の再生・活性化の提言

- 完璧な選挙制度は存在しない！！
 - 如何なる選挙制度も何らかの問題点を抱えている
 - こうした選挙制度に基づいて選出される市長・議員に、完璧な行動を期待することは難しい
- 地方自治における市民の直接請求権

地方自治における市民の直接請求権

請求の種類	必要署名数	受理機関	請求後の措置
条例の制定・改廃	(有権者の) 1/50以上	首長	20日以内に議会に付議し、結果を公表
事務の監査	1/50以上	監査委員	監査委員
議会の解散	1/3以上	選挙管理委員会	住民投票で過半数の同意があれば解散
議員・首長の解職	1/3以上	選挙管理委員会	住民投票で過半数の同意があれば失職
主要公務員の解職 (副知事等)	1/3以上	首長	議会に諮り、2/3以上が出席し、3/4以上の同意があれば失職

4. 北九州市の再生・活性化の提言

■ 参加デモクラシー

- 市民自ら直接政治に参加
- 直接民主主義的要素の採用
- 主な形態
 - 住民投票
 - 「人」ではなく、(単一争点についての)「命題」を選ぶ
 - 住民運動, 住民参加
 - まちづくりやコミュニティづくり等の活動
 - 今日におけるNPOの活動

4. 北九州市の再生・活性化の提言

■ 参加デモクラシーの意義

⇒ 機能不全に陥った議会制民主主義を補完

- － 市民と議会との間の意見の疎隔を極小化
- － 議会での討論が十分に行われているかを監視
- － 官僚の恣意的裁量を不断に抗議
- － 家族, 地域, 職場での日常的な討論を活発化

4. 北九州市の再生・活性化の提言

- 参加デモクラシーの問題点①:
市民の社会・経済・政治問題に対処する能力
 - デモクラシーの理念
 - ⇒ 「自分のことは自分で行う」
 - 今日における社会・経済・政治問題
 - ⇒ 高度に専門化している
 - 一般の市民が政治に直接参加することは可能な
のか？
 - ⇒ 知識・情報の提供, スキルの向上の重要性

4. 北九州市の再生・活性化の提言

■ 参加デモクラシーの問題点②:

直接参加の機会の平等

- 全ての市民に直接参加の機会が平等に与えられているか？
- 従来の政党や利益集団に加えて, NPOによっても代表されない利益・意見の存在
- インターネット等の活用
 - ⇒ デジタル・ディバイド (digital divide)

4. 北九州市の再生・活性化の提言

■ 参加デモクラシーの問題点③:

直接参加のアウトカム

- 直接参加の結果，議会制民主主義の場合よりも，政治・政策は改善されたか？
どの点が改善されたか？
- 新たな問題は生じていないか？
- 直接参加の結果，不利益を被っている市民はいないか？